

第1章 プランの見直しに当たって

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置付け

(1) 高齢者保健福祉計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8及び老人保健法第46条の18により市町村による策定が規定されており、要介護者への介護サービスの提供のほか、寝たきり、認知症等の予防のためのサービスの提供、ひとり暮らしの高齢者への生活支援、元気な高齢者への健康づくりや生きがいづくりも含め、地域における高齢者を対象とした保健サービスや福祉サービス全般にわたる供給体制づくりなどについて定めることとされています。

(2) 介護保険事業計画の位置付け

介護保険事業計画は、介護保険法第117条により市町村による策定が規定されており、地域における介護サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業等について定めることとされています。

(3) 両計画の調和と「基本構想」「基本計画」との関係

本市では、両計画に位置付ける施策・事業は連携して実施する必要があるため、平成12年2月に両計画を「第2次京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画」(計画期間：平成12年度～16年度)として一体的に策定しました。

(第1期プラン)

また、平成15年3月には、高齢者施策を総合的に推進するため一体的に見直し、両計画の総称を「京都市民長寿すこやかプラン」(計画期間：平成15年度～19年度)としました。(第2期プラン)

今回、来るべき超高齢社会を見据え、介護保険制度の改正を踏まえた見直しを行います。介護保険制度が施行されてから3期目の計画に当たることから、両計画の総称を「第3期京都市民長寿すこやかプラン」(計画期間：平成18年度～20年度)としました。

計画期間の考え方については、5頁の「2 計画期間」を参照。

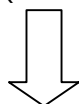
この「京都市民長寿すこやかプラン」は、安らぎと華やぎのあるまちを目指した「京都市基本構想」(平成11年12月策定)を受け、その具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示した「京都市基本計画」(平成13年1月策定)の分野別計画の一つとなります。

【プランの位置付け】

都市理念（都市の理想像）

世界文化自由都市宣言

市会の賛同を得て 1978(昭和 53)年 10 月 15 日宣言



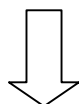
（市政の基本方針）

京都市基本構想

21 世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想

〔 2001 ~ 2025 年 〕

地方自治法第 2 条に基づき市会の議決を得て 1999(平成 11)年 12 月 17 日策定



京都市基本計画

基本構想の具体化のために全市
的観点から取り組む主要な政策
を示す計画

〔 2001 ~ 2010 年 〕

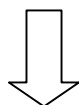
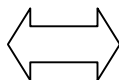
2001(平成 13)年 1 月 10 日策定

各区基本計画

基本構想に基づく各区の個性を
生かした魅力ある地域づくりの
指針となる計画

〔 2001 ~ 2010 年 〕

2001(平成 13)年 1 月 10 日策定

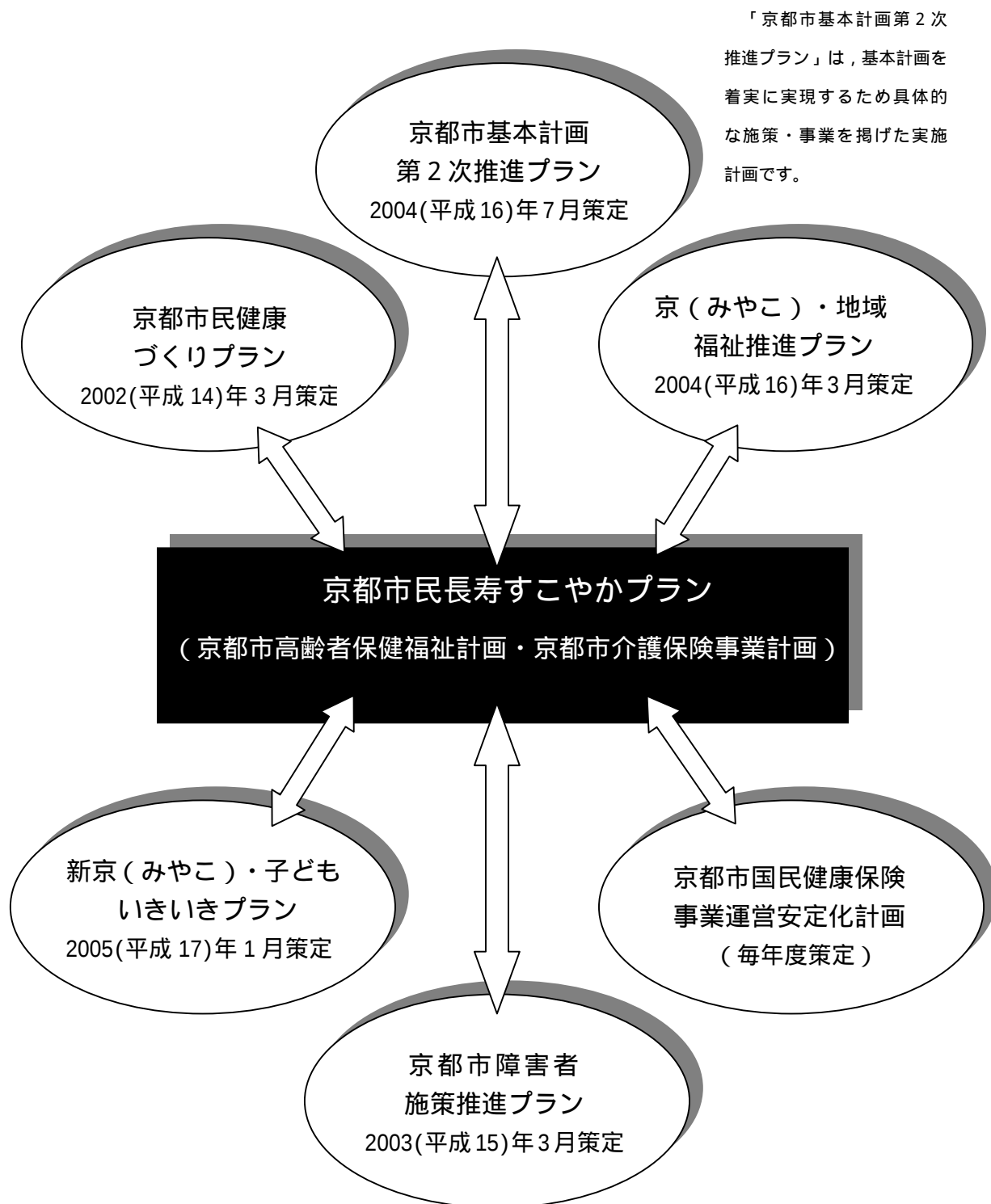


京都市民長寿すこやかプラン

（京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画）

また、保健福祉の関係計画をはじめ、各分野別計画との連携の下にプランを推進します。

【主な関係計画との連携】



2 計画期間

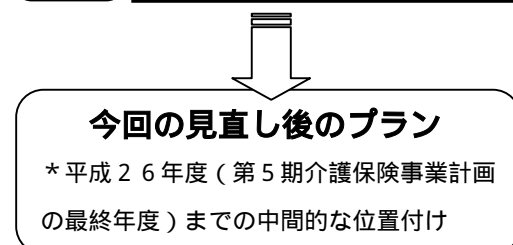
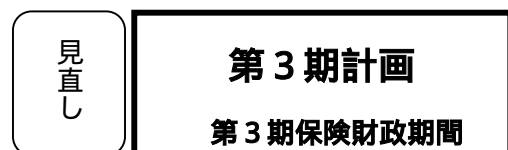
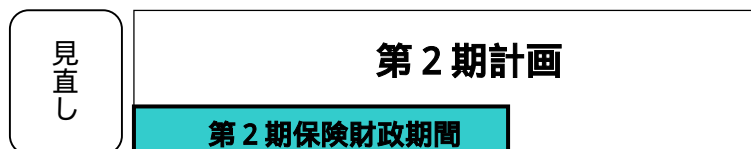
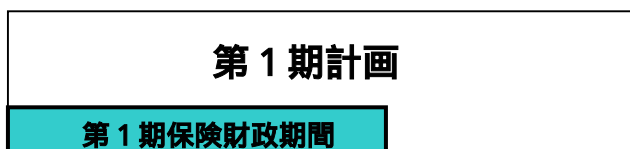
見直し後の計画期間は平成 18 年度から 20 年度までの 3 年間です。

介護保険制度の見直しにおいては、「戦後のベビーブーム世代」全体が 65 歳以上になる 2015 年（平成 27 年）の高齢者介護の姿を念頭に置いたうえで検討が行われました。

本市においても、長期的な視点に立ち、平成 26 年度（第 5 期介護保険事業計画の最終年度）の目標を立てたうえで、そこに至る中間的な位置付けとして第 3 期プランを策定しました。

【計画期間】

12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------



3 基本理念及び政策目標

プランの策定の目的は、長寿社会をめぐる様々な課題に対して、本市が目指す基本理念及び政策目標を掲げ、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることです。

基本理念は長期的観点で定めるものであるため、平成12年2月に策定した第1期プランで掲げたものを、引き続き基本理念としました。また、政策目標については、来るべき超高齢社会を見据え、新たに「**高齢者の尊厳の保持**」及び「**地域（での自立）生活支援**」の概念を明示しました。

■ 基本理念

「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築」

■ 政策目標

政策目標1「一人ひとりが尊厳を保ち、充実した高齢期を実現できるまち」

長期にわたる高齢期において、どのような心身の状態であっても、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、自己決定により、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう支援します

政策目標2「健やかな生活を送ることができるまち」

健やかで充実した生涯を送れるよう、世代や心身の状況に応じた健康づくり、介護予防を推進します

政策目標3「地域で安心して自立した生活を続けられるまち」

一人ひとりの心身の状態に応じて必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、保健福祉サービスをはじめとする社会資本の基盤整備と地域ケア体制の充実を図ります

政策目標4「高齢者がいきいきと参加でき、すべての世代が支え合えるまち」

高齢者が社会の重要な一員として生きがいをもって活躍できるよう、社会参加活動を推進するとともに、市民と行政の揺るぎないパートナーシップの下、すべての世代が認め合い、支え合える心豊かな福祉社会の創造に挑戦します

4 プランの見直しの方法

(1) 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会での協議

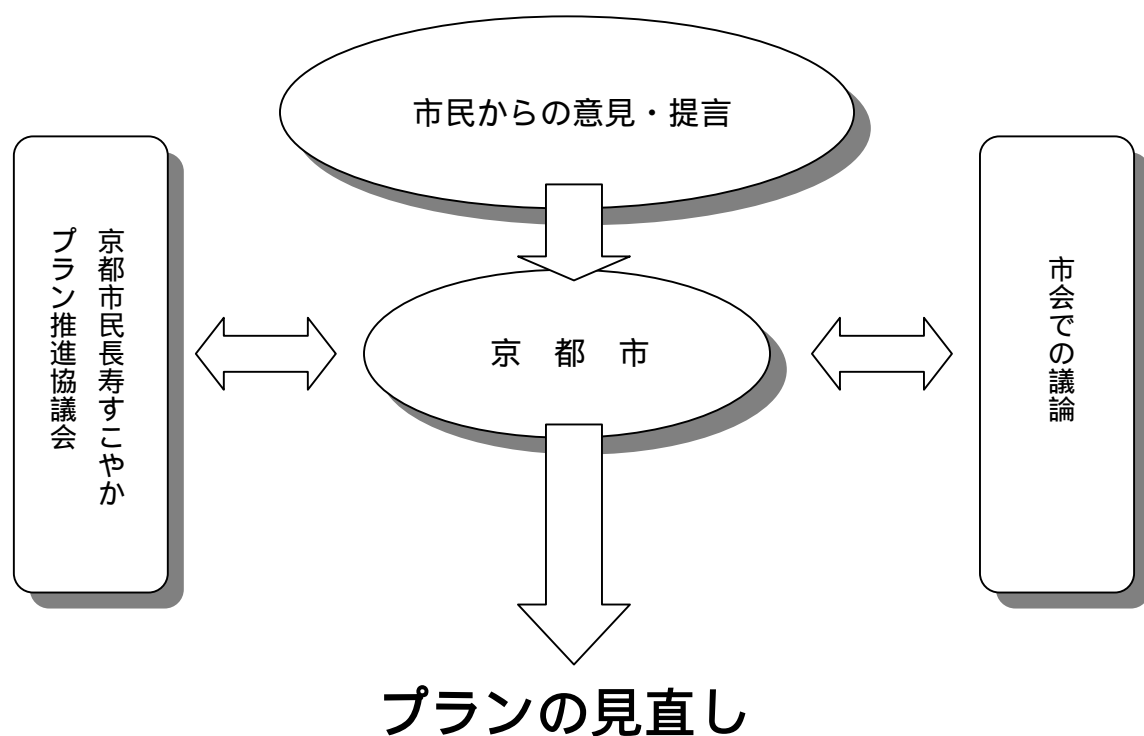
本市では、プランの進捗状況を点検・評価し、着実な推進を図るとともに、プランの見直しに関する協議を行うため、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」を設置しています。この協議会では、6名の市民公募委員をはじめ、保健、医療、福祉の関係者による幅広い協議が行われています。

なお、この協議会は公開しており、毎回、傍聴者から貴重な意見・提言もいただきました。

(2) 市民参加

プランの見直しに当たっては、市民の意見を取り入れるため、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」への市民参加や公開のほか、平成16年12月に1万人を超える市民を対象とした「高齢者の生活と健康に関する調査・高齢期の生活と健康に関する意識調査」を実施し、見直しのための基礎資料として活用しました。

また、平成17年10月には中間報告を作成し、市民説明会を市内6箇所で開催するとともに、パブリックコメントとして市民の皆様から意見・提言をいただき、プランの見直しに反映しました。



「高齢者の生活と健康に関する調査・高齢期の生活と健康に関する意識調査」の概要

ア 調査目的

介護サービスの利用状況や今後の利用意向等を把握し、各サービスの見込量設定等のための基礎データを得るとともに、介護保険制度や高齢者保健福祉全般に関する市民の意向を把握し、プランの見直しに向けての基礎資料を得ることを目的として実施しました。

イ 調査期間

平成16年12月1日～12月14日

ウ 調査方法

郵送法

エ 調査の種別と調査対象

種 別	調 査 対 象
A 高齢者一般調査	要介護（要支援）認定を受けていない65歳以上の方 4,000人（抽出）
B 若年者調査	40歳以上65歳未満の方 3,000人（抽出）
C 居宅サービス利用者調査	介護保険の居宅サービスを利用している方 3,000人（抽出）
D 居宅サービス未利用者調査	要介護（要支援）認定を受けているが、介護サービスを利用していない方 1,500人（抽出）

A、C及びDを「高齢者の生活と健康に関する調査」、Bを「高齢期の生活と健康に関する意識調査」として実施。

オ 調査内容

【高齢者一般調査，若年者調査】

- 基本属性
- 身体・生活の状況
- 外出や生きがい活動の状況
- 介護予防に関する取組と意向
- 介護と在宅生活に関する意向
- 介護保険制度に関する意向

【居宅サービス利用者調査，居宅サービス未利用者調査】

- 基本属性
- 身体・生活の状況
- 外出や生きがい活動の状況
- 介護サービスの利用状況と利用意向
- 介護サービスの未利用理由
- 介護サービス等の情報に関する意向
- 施設への入所申込の状況

- 介護予防に関する取組と意向
- 介護と在宅生活に関する意向
- 保険料，利用料に関する意向
- 在宅介護の状況と意向

中間報告に係る市民説明会の開催と意見・提言の募集（パブリックコメント）

ア 市民説明会の開催

市民にプランの見直しの検討内容を知っていただくとともに，市民の声をプランに反映させていくため，「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」での協議を経て，平成１７年１０月に第３期プランの中間報告をとりまとめました。また，この中間報告を基に市民説明会を市内各地（全６箇所）で開催し，高齢者を取り巻く状況や第２期プランの進捗状況，今後の重点課題や介護サービス量及び第１号被保険者の保険料の見込みなどについて説明しました。説明会には，４９５名の市民の参加があり，６３名から８９件の意見・提言（質問を含む。）をいただきました。

開催日	会 場
平成１７年１０月３１日	ひと・まち交流館 京都（下京区）
１１月 ２日	京都市呉竹文化センター（伏見区）
４日	京都市右京ふれあい文化会館（右京区）
７日	京都市北文化会館（北区）
９日	京都市東部文化会館（山科区）
１０日	京都市西文化会館ウエスティ（西京区）

イ 意見・提言の募集（パブリックコメント）

平成１７年１１月に中間報告に係る市民からの意見・提言を広く募集しましたところ，個人１２３名，１団体から１５０件の意見・提言をいただきました。市民説明会でいただいた意見・提言と併せ，京都市民長寿すこやかプラン推進協議会で報告し，プランを見直すうえで参考とさせていただきました。

京都市政出前トークの実施

本市の職員が，市民の身近な場所に出向いて市政について説明し，市民の市政に関する理解を深め，これからのまちづくりについて共に考えるきっかけをつくることを目的として実施している京都市政出前トークを活用し，介護保険制度をはじめとする各種制度の内容や本市の高齢者保健福祉に関する取組状況，プランの見直し等について共に考える学習機会を市内各所で提供しました。

